

中小造船業の現状と対策について

中小造船業をめぐる環境の変化と対策の概要

近年の環境の変化

- ◆景気の低迷
荷動量の減少
- ◆内航物流構造の変化
 - ・荷主の再編 (合併・業務提携等)
 - ・輸送形態の変化 (共同輸送等)
 - ・内航船ニーズ変化
内航船腹の過剰、運賃・用船料の低下
内航海運事業者の業況悪化
船舶の大型化、高速化
- ◆船舶建造資金の調達の困難化
 - ・金融機関の貸し渋り
 - ・船腹調整制度の廃止に伴う信用力の低下
- ◆国際的漁業規制の強化
 - ・マグロ漁船の減船等

中小造船業への影響

- ◆短期的に中小型船の建造需要が激減
仕事量の減少・枯渇、業況の悪化
技術基盤 経営基盤の脆弱化
- ◆長期的にも建造需要は減少
新造船供給力の長期的過剰状態

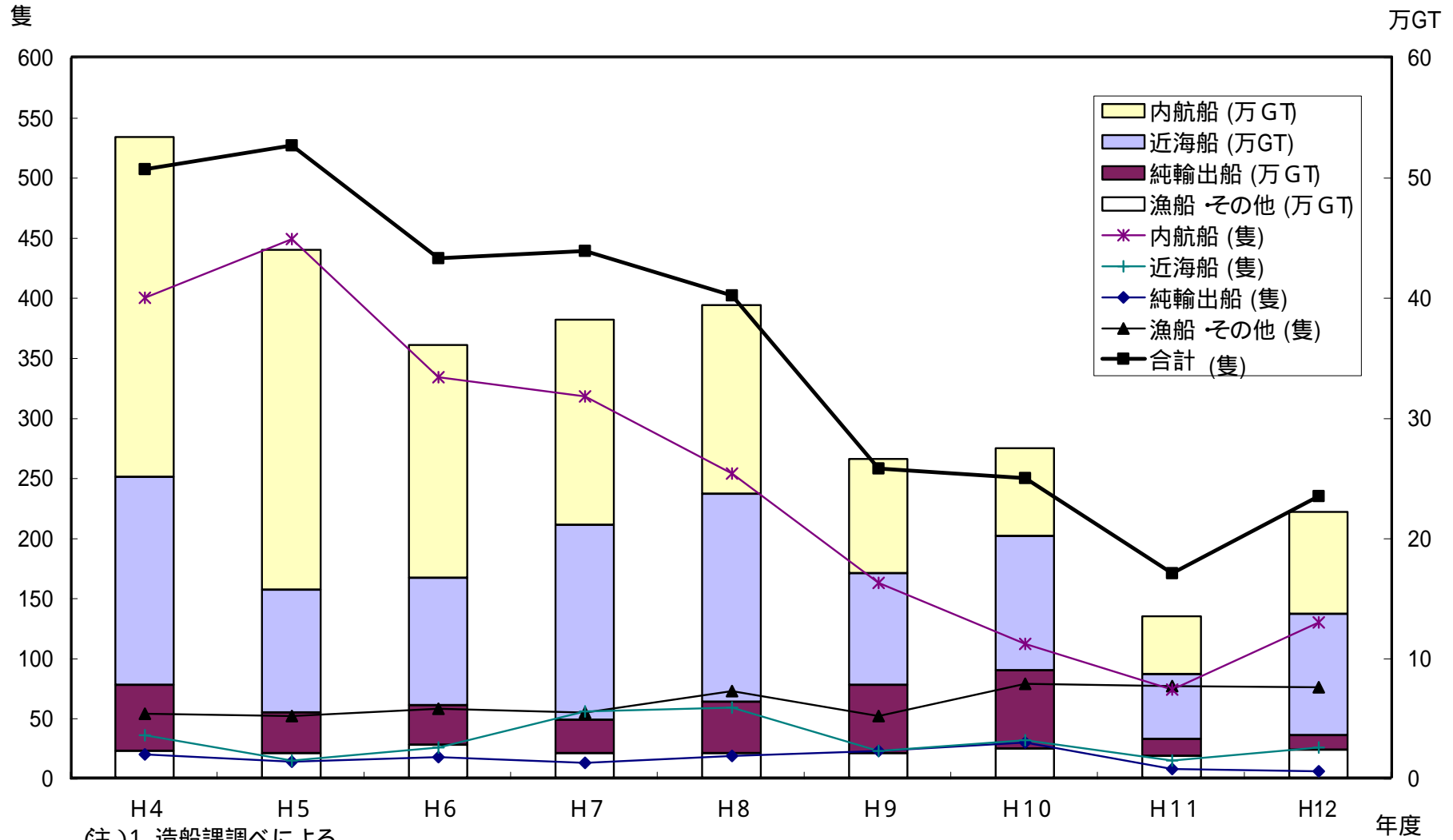
対策の必要性

- ◆ニーズに的確に対応した内航船等を将来にわたり安定的に供給することが必要
- ◆地域経済及び雇用への貢献

対 策

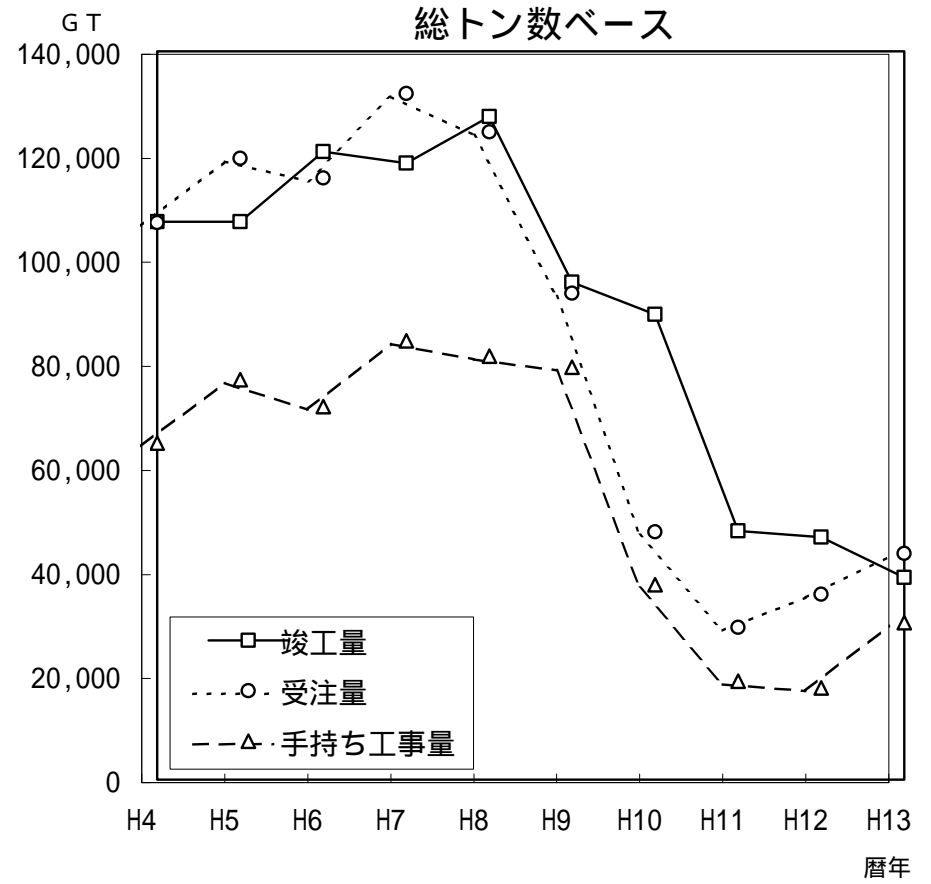
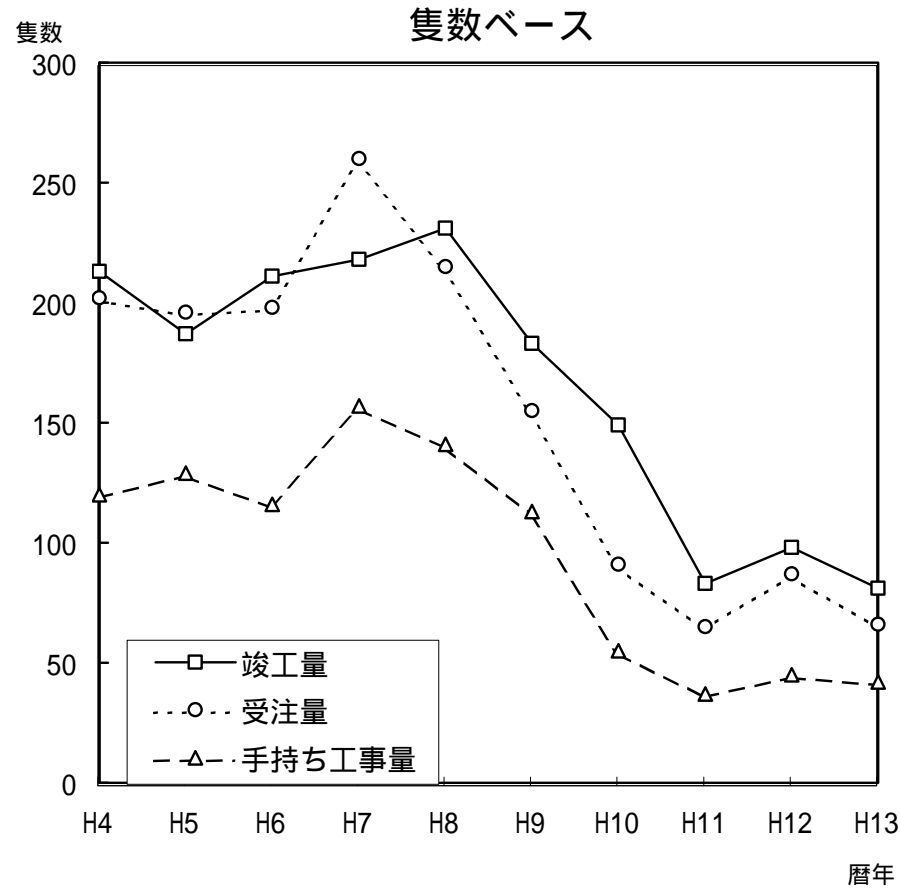
- ◆技術基盤 経営基盤の強化、生産規模の適正化
 - ・中小企業近代化促進法に基づく構造改善計画に対する支援
(~ H 12年度)
 - ・旧造船業基盤整備事業協会による造船設備及び土地の買収制度
(H 10~ 12年度)
 - ・中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画に対する支援
(H 13. 12~)
- ◆雇用の安定
 - ・雇用調整助成金の交付
(H 10. 3~)
- ◆信用補完
 - ・中小企業信用保険法に基づく無担保保証の限度額倍増等
(H 10. 3~)

中小型船の新造船建造量の推移



(注) 1. 造船課調べによる。
 2. 100GT以上、5,000GT未満の船舶。

中小型船の生産状況



【新造船手持工事の状況】

手持工事量		なし	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	1年以上
事業者数	平成12年	51	15	12	4	0
	平成13年	58	10	8	6	0

(注) 1. 国土交通省「小型船工事状況調査」による。 2. 総トン数100GT以上、2,500GT未満の船舶
 3. 回収率：約150社中約80社 4. 手持ち工事量は、12月末時点。

中小企業経営革新支援法に基づく支援制度の概要

目的

中小企業の自助努力を基本とする経営革新支援及び経営基盤強化の支援の実施

経営革新計画

内容 : 中小企業が、単独で又は共同で、必要に応じ組合や共同出資会社等を用いつつ、新商品の開発、生産、商品の新たな生産の方式の導入その他の事業活動を実施することを通じて、相当程度の経営の向上を図ること。

なお、計画には、経営の向上を示す指標を盛り込むものとする。

計画作成主体 : 中小企業者、グループ等 (全業種)

中小企業者、グループ等

経営革新計画を作成

承認

各種支援策

低利融資制度
 中小企業信用保険の特例
 機械設備投資減税
 欠損金繰戻還付特例制度
 組合等に係る試験研究
 税制
 補助金 等

経営基盤強化計画

内容 : 競争条件の著しい変化、環境又は安全に係る規制の著しい変化、貿易構造の著しい変化等により、業況の悪化が見られる業種 (特定業種) に属する中小企業が経営基盤を強化するための対応を図ること。

計画作成主体 特定業種 に属する商工組合等



船舶 (総トン数1万トン以上のものを除く。)、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業」を政令指定。(平成12年12月13日)

商工組合等

経営基盤強化計画を作成

* 政令指定から
 1年以内に計画
 (5年以内)を
 申請。

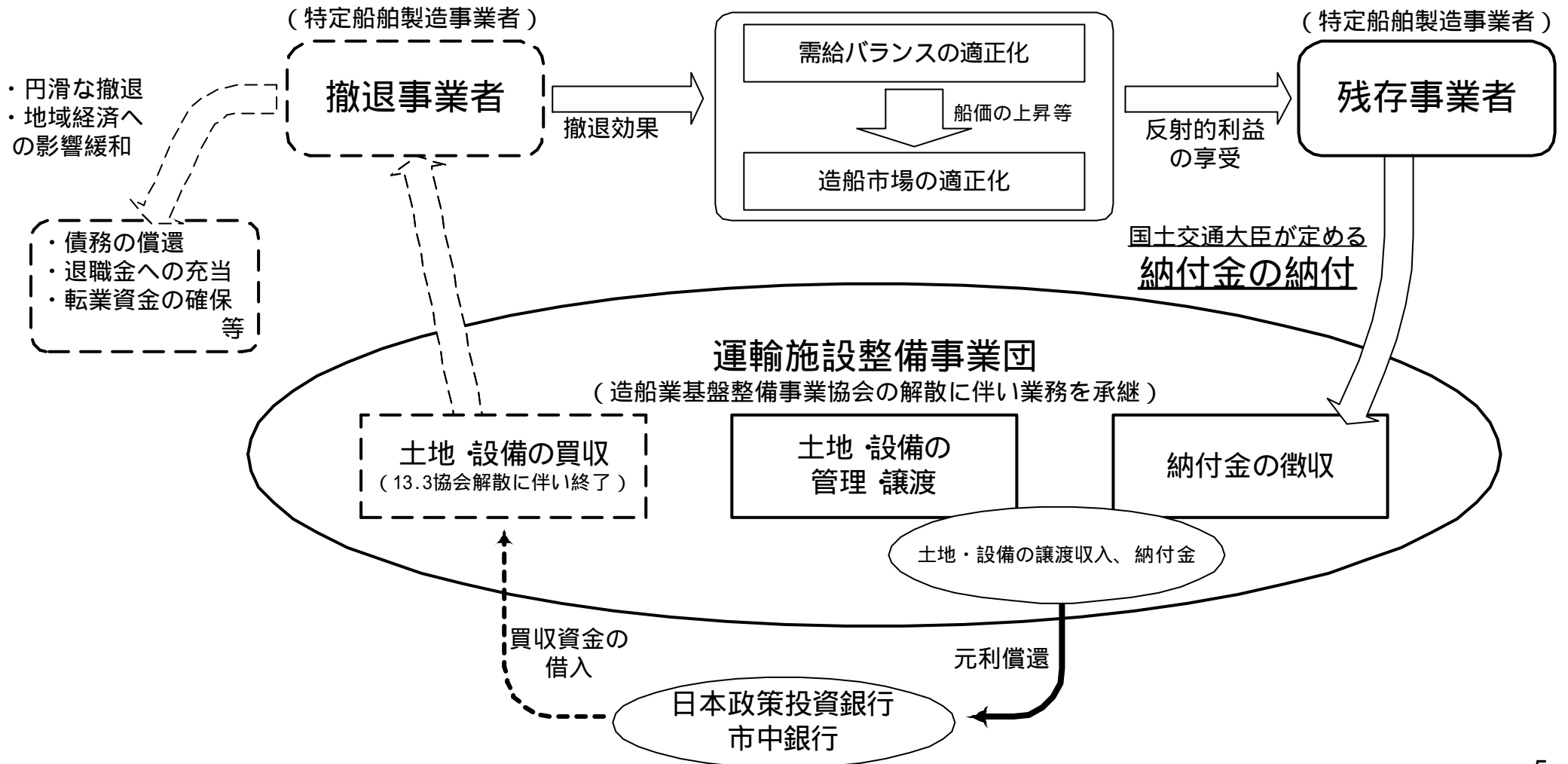
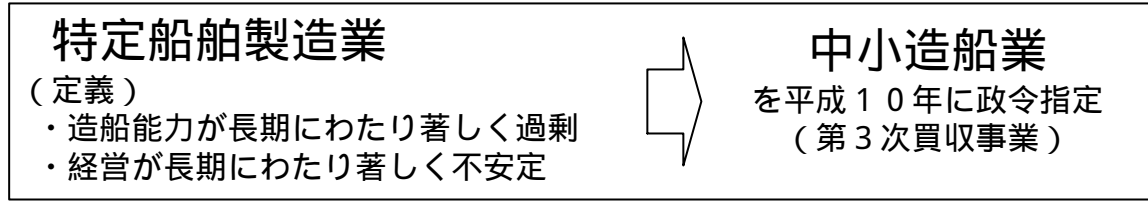
承認

各種支援策

低利融資制度
 中小企業信用保険の特例
 機械設備に関する割増償却
 組合等に係る試験研究税制
 等

平成13年11月26日承認

造船設備及び土地の買収制度の概要



雇用対策の概要

業種指定の状況

「鋼船・木船（総トン数が1万トン以上のものを除く。）製造・修理業」が雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給対象業種に指定されている。

[期間：平成12年4月1日から平成14年3月31日まで]

「船用機関製造業」が、雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給対象業種に指定されている。

[期間：平成11年10月1日から平成13年9月30日まで]

雇用調整助成金の概要

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされて休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、賃金又は出向労働者に係る賃金負担の一部を助成するもので、失業の予防を目的としている。

[助成率]

休業 : 1 / 2 (2 / 3)

教育訓練 : 1 / 2 (2 / 3)

出向 : 1 / 2 (2 / 3)

(注) 1. 平成14年3月現在の助成率。

2. () は、中小企業事業主に対する助成率。

3. 支給額の限度は1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額(10,700円)。

雇用調整助成金の活用状況

[鋼船・木船製造・修理業（総トン数1万トン以上のものを除く）の活用状況]

	休業				教育訓練				出向		
	企業数	事業所数	対象者数	延日数	企業数	事業所数	対象者数	延日数	企業数	件数	対象者数
10年度累計	238	248	4,648	36,987	89	91	3,194	30,728	4	5	15
11年度累計	550	568	8,698	62,831	536	547	6,947	105,962	-	-	-
12年度累計	329	334	4,413	43,632	219	225	3,890	56,315	1	1	26
H13. 4	18	18	330	2,376	4	4	65	1,261	-	-	-
H13. 5	14	22	307	4,324	3	3	34	708	-	-	-
H13. 6	11	11	115	1,328	3	3	133	2,035	-	-	-
H13. 7	15	16	252	1,577	3	3	97	884	-	-	-
H13. 8	12	12	168	1,300	2	2	116	1,231	-	-	-
H13. 9	14	15	229	2,082	2	2	111	928	-	-	-
H13.10	12	14	111	1,353	3	3	125	765	-	-	-
H13.11	12	13	186	1,585	7	7	134	1,209	-	-	-
H13.12	12	13	130	1,097	4	4	36	667	-	-	-
13年度(4-12)累計	120	134	1,828	17,022	31	31	851	9,688	-	-	-

(注) 厚生労働省統計資料による。

中小企業信用保険法に基づく信用補完制度

制度の概要

中小企業が民間金融機関から事業資金を借り入れる際に、その借入債務を信用保証協会が保証することにより、事業資金の融通を円滑にする制度。実際の保証は各都道府県等にある信用保証協会から直接又は金融機関を経由して行われる。

また、需要の減少等により事業活動に著しい支障を生じている業種として指定を受けると、信用保証協会の保証を受けるにあたり、一般の保険限度額に加えて、別枠の信用限度額を利用できる等の措置が受けられる。

なお、平成9年8月28日に閣議決定された「中小企業等貸し渋り対策大綱」に基づき、保証限度額の拡大、中小企業金融安定化特別保証(貸し渋り対応特別保証)の創設等の措置が実施されている。

支援措置の概

	[一般保険限度額]		[別枠保険限度額]
普通保険(担保・保証人必要)	2億円	+	2億円
無担保保険(担保不要、保証人必要)	8,000万円	+	8,000万円
特別小口保険(担保・保証人不要)	1,250万円	+	1,250万円

上記のほか「貸し渋り対応特別保証」によっても、限度額の倍額化が可能。

業種指定の状

中小企業信用保険法第2条第3項第5号に基づく指定

指定業種：中小造船業、船用工業・船用機関整備業(指定名「船舶(総トン数が一万トン以上のものを除く。)、船用機関又は船舶用品(ポンプ製造業を除く)の製造・修理業」)

指定期間：平成10年3月1日から平成14年3月31日まで。(更新手続中)